

倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（ブランド構築）業務  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本市は、白壁土蔵群や商家町に象徴される歴史的な町並みと生活文化が良好に残されており、市の観光調査においても、訪問者の約半数が「ノスタルジックな雰囲気」「落ち着いた風情」を評価している。こうした生活感のある歴史景観は、地域の日常に入り込み、静けさや文化を味わう「暮らすように滞在する旅」との親和性が高く、日本政府観光局（JNTO）が公表する「フランス市場：外国旅行の動向（2024年度版）」によれば、観光地化された場所よりも、生活文化が残る地域や静かな環境を選好、古民家滞在や地方の落ち着いた風景など関心を示すなど、欧米（特にフランス市場を重点対象）の長期滞在志向層の嗜好と高い親和性を有することが明らかになりつつある。

また、本市を舞台とする谷口ジロー作「遙かな町へ」の実写映画が市内で撮影され、今年度秋に公開予定であるが、撮影時の地域住民の協体制度などのおもてなしについての意識も高く、長期滞在志向層への親和性も非常に高いものと考えられる。前述のとおり歴史的な町並みも相まって倉吉市は長期滞在の欧米旅行者にとって非常に魅力的な場所としてのポテンシャルを秘めている。

そこで、本業務は、倉吉市が歴史的景観や生活文化を活かした滞在価値を再定義し、地域住民・事業者・来訪者が共有できるブランドとして構築することとを目的とし、欧米旅行者をはじめ地域外からの来訪者をターゲットにしたブランディングと、地域の景観、人のおもてなしのポテンシャルを形にする為の基盤整備を進めることでノスタルジックリゾート構想の実現に向け事業を進めていく。

については、公募型プロポーザル方式により、この目的に適う優れた提案を広く求め、価格に限らず企画提案書やヒアリング等の内容を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、この業務の受託者として選定する。

## 2 業務の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 業務名   | 倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（ブランド構築）業務                            |
| (2) 業務内容  | 別紙「倉吉市『ノスタルジックリゾート倉吉』創造事業（ブランド構築）業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 選定方法  | 公募型プロポーザル   |
| (4) 契約方法  | 随意契約  |
| (5) 委託期間  | 契約締結日から令和9年3月31日まで<br>※ただし、準備期間に発生する費用は委託料に含めない。            |
| (6) 委託上限額 | 55,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）                                 |
| (7) 担当課   |   |

倉吉市観光交流課 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

電話 0858-22-8158 FAX 0858-22-8136

電子メール tourism\*city.kurayoshi.lg.jp（\*を@と読み替えること）

## 3 スケジュール

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (1) 募集要領の公表    | 令和8年6月5日（金）      |
| (2) 質問の受付締切    | 令和8年6月10日（水）午後5時 |
| (3) 質問に対する最終回答 | 令和8年6月12日（金）     |

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| (4) 参加表明書の提出期限            | 令和8年6月19日(金)午後5時<br>令和8年6月15日(月)         |
| (5) 企画提案書の提出期限            | 令和8年6月26日(金)正午まで<br>令和8年6月18日(木)午後5時     |
| <del>(6) 一次審査(書類審査)</del> | <del>令和8年6月24日(水)(予定)</del> <b>実施しない</b> |
| (7) 二次審査(プレゼンテーション審査)     | 令和8年6月30日(火)(予定)                         |
| (8) 審査結果通知                | 令和8年7月3日(金)(予定)                          |
| (9) 契約締結                  | 令和8年7月上旬(予定)                             |

※選定スケジュールは変更となる場合がある。変更の場合は、参加表明者に直接連絡する。

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件を満たしていること。

なお、企画提案書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者として取り扱わないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体から指名停止措置等の行政処分がなされていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく再生手続開始の申立、または、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 参加申込書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、倉吉市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 倉吉市暴力団等排除条例(平成24年条例第6号)に規定する暴力団等でないこと。
- (8) 本業務の実施にあたり、本市との連絡調整・打合せ等が適切に対処できる者であること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

#### 5 質問書の提出及び回答

##### (1) 質問書の提出

ア 提出期限 令和8年6月10日(水)午後5時

イ 提出書類 質問書(様式1)

ウ 提出方法 電子メールで送付すること。なお、本プロポーザルに関する事項のうち、審査及び評価に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。電子メールの件名は「(事業者名) 倉吉市観光交流課宛プロポーザル質問」とし、電子メール送信後、電話により送達確認の連絡を行うこと。

エ 提出先 第2項目第7号項目に同じ

##### (2) 質問への回答

ア 回答期限 令和8年6月12日(金)

イ 回答方法 随時、倉吉市公式ウェブサイトに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

## 6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 **令和8年6月19日(金)午後5時まで(必着)** ~~令和8年6月15日(月)~~

### (2) 提出書類

次に掲げるものを各1部提出すること。なお、規定様式は、倉吉市公式ウェブサイトから取得すること。

ア 参加表明書兼誓約書(様式2)

イ 「国税納税証明書」及び倉吉市に納税の義務がある者にあつては、「市税納税証明書」(写し可。令和8年4月1日以降に取得したものに限り。)

ウ 当該事業者の概要が記載されたパンフレット等の書面(任意様式)

エ 類似業務実績書(様式4)

オ 実施体制図(様式5)

(3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限内必着)とし、郵送の場合は、送達の確認ができるものに限る。あわせて、封書の表面には、業務名「倉吉市『ノスタルジックリゾート倉吉』創造事業(ブランド構築)業務」を記載すること。

(4) 提出先 第2項目第7号項目に同じ

(5) 参加辞退 参加申込書の提出後、参加を辞退するときは、辞退書(様式3)を提出すること。なお、第7項目第1号項目に掲げる期限までに企画提案書が提出されない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 **令和8年6月26日(金)正午** ~~令和8年6月18日(木)午後5時まで(必着)~~

※提出期限後の資料の再提出、差替及び修正は認めない。

### (2) 提出書類

次に掲げるものを提出すること。なお、規定様式は、倉吉市公式ウェブサイトから取得すること。

ア 企画提案書等提出書 正本1部、副本6部(様式6)

イ 見積書 正本1部(様式は任意)

※消費税及び地方消費税を含めた額で、第2項目第6号項目に掲げる上限額の範囲内とし、業務委託料の総額のほか積算の内訳を記載し、添付すること。

ウ 業務工程表(任意様式)

### (3) 企画提案書の作成について

ア 用紙はA4横判(図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可)とし、別紙「仕様書」、「評価基準書」に従って作成すること。

イ フォントは明朝体10ポイント以上とする。ただし、図表等はこの限りでない。

ウ 仕様書の内容に沿って、本ブランド構築における具体的な内容(ターゲットの嗜好や生活文化調査、ブランドコンセプト作成、住民参加型の交流型体験の試行等)、業務スケジュールを記載すること。

エ 仕様書の内容以外で独自の提案があれば、これを加えること。なお、優位のものは、審査基準に従って評価に加える。

**オ 企画提案書の提出にあたっては、まずプロポーザル選定委員へ配布する「非公開の企画提案書」を提出すること。あわせて、当日の公開プレゼンテーションで使用する「公開用企画提案書」を提出すること。**

書（投影データ）」も作成すること。なお、公開用データには、著作権や機密情報など、外部公開が不適切な内容を含めないよう十分に配慮すること。

カ 公開用データについては事前提出の必要はなく、プレゼンテーション当日に持参すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）とし、郵送の場合は、送達の確認ができるものに限る。あわせて、封書の表面には、業務名「倉吉市『ノスタルジックリゾート倉吉』創造事業（ブランド構築）業務」を記載すること。

(5) 提出先 第2項目第7号項目に同じ。

## 8 審査

プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提案内容について、優先交渉権者を選定する。また、併せて第2位の者を次点者を選定する。

なお、第1位又は第2位の者の得点が2者以上で同点だった場合は、見積金額の低い者の順に、候補者若しくは次点者を選定する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとする。

### (1) ~~一次審査（書類審査）~~ **実施しない**

~~一次審査は、提出された書類（企画提案書等）を審査し、評価点の上位3者程度を一次審査通過者とし、二次審査の対象者を選定する。書類審査をしたときは、選定後速やかに全ての参加申込者へ結果を電子メールにより通知する。ただし、応募者が3者以下の場合は、評価を行わない。~~

### (2) 二次審査（プレゼンテーション**公開**審査）

企画提案書の内容をより具体的に説明する場としてプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。プレゼンテーションにおいては、パワーポイント等の使用を認める。なお、第7項目により提出された企画提案書と異なる趣旨説明や新たな提案、追加は認めない。

ア 実施日 令和8年6月30日（火）予定

※実施日及び会場等の詳細については、別途電子メールにより通知する。

~~※審査は、非公開とする。~~

**※プレゼンテーションは公開で実施するものとする。公開にあたっては、傍聴者用に別室を設け、当該別室において提案書が投影された画面および提案者の様子のみを映像として配信し、傍聴者が視聴できる環境を整えるものとする。**

※プロポーザル参加者1者のみでも実施する。

### イ 実施方法

(ア) プレゼンテーションの時間は、一者につき準備5分、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分、合計35分を目安とする。発表順は、企画提案書の提出順に提案者に意向を確認し決定する。

(イ) プレゼンテーションは、提出された書類（企画提案書等）について説明することとし、本審査時の追加資料の配付は認めない。ただし、提出した企画提案書等の内容を説明する資料の使用（企画提案書をパワーポイントにまとめる等）は認めることとする。

(ウ) 出席者は、1事業者当たり2名以内とし、業務の遂行に当たり中心的な役割を務める予定の者は必ず出席すること。

(エ) パソコンを使用する場合は、出席者が持参し、プロジェクター、プロジェクター用接続ケーブル、スクリーン等の機器は本市が用意する。

### ウ 選定結果の通知

選定結果（採択・不採択の別及び順位）は、郵送及び電子メールによりプレゼンテーション参加者へ通知する。

## 9 その他留意事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、辞退書（様式3）を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 提出書類に関し、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第10条の不開示情報を除き、これを開示する。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (7) 参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書兼誓約書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。
  - ア 実施要領等に示した参加資格を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 見積書が委託料の提案上限額を超えている場合
  - エ 選定の公平性を害する行為があった場合
  - オ その他著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 第8項目の審査の結果、第一優先交渉事業者となった者と本業務の業務委託に関する契約交渉を行う。ただし、第一優先交渉事業者との契約交渉が整わない場合、次点の提案者と契約交渉を行う。
- (9) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (10) 倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）第84条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (11) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。